

認可外保育施設集団指導 (居宅訪問型保育事業(個人事業主)) ～指導監督基準解説編～

文京区 子ども家庭部 幼児保育課

目次

- I. 立入調査・集団指導について
- II. 認可外保育施設指導監督基準の説明

I. 立入調査・集団指導について

立入調査・集団指導の目的

- ▶ 児童福祉法第59条に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環
- ▶ 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたりて、基準への適合状況を確認する。

文京区の立入調査・集団指導

- ▶ 文京区では、個人のベビーシッターに対して令和7年度より年1回オンラインによる集団指導を実施（毎年受講が必要）

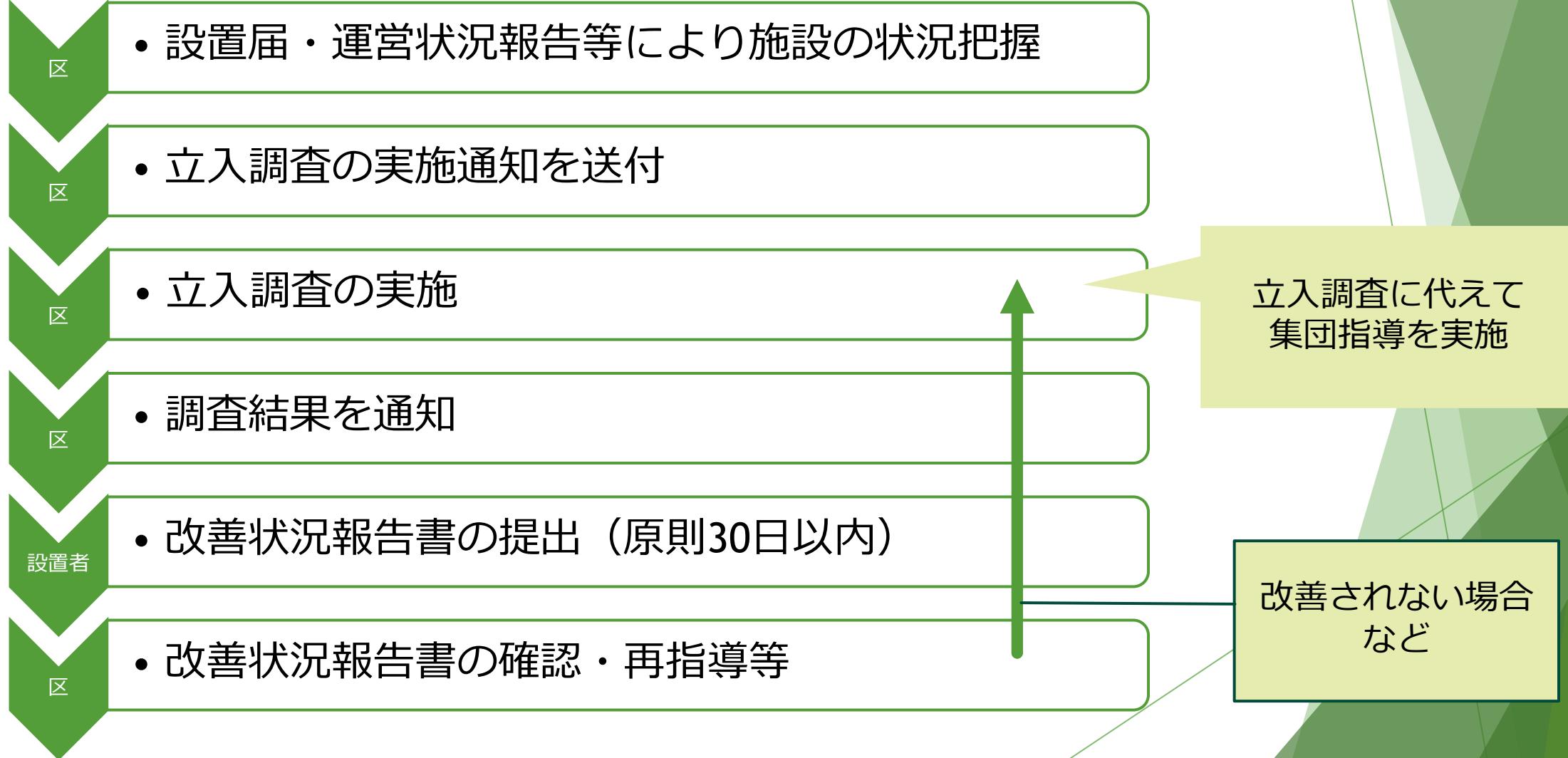
(注) 運営状況報告書の未提出及び集団指導の未受講が続いた場合は立入調査を行うことがあります。

(参考) 認可外保育施設指導監督基準

- ▶ 文京区の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」の別表として区のホームページに掲載
(<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001727.html>)
- ▶ 文京区ホームページ (ページID : 1717)
 - > 子育て・教育
 - > 保育園・幼稚園・一時預かり
 - > 保育所運営事業者の皆様へ
 - > 保育施設の指導検査について
 - > 指導検査関係書類 (実施方針・基準・施設調査書等)
 - 文京区認可外保育施設に対する指導監督要綱
 - 別表第1 認可外保育施設指導監督基準
 - 別表第2-4 評価基準 (居宅訪問型保育事業 (個人))

※法令改正等により適宜改正あり

立入調査の流れ【一般的な流れ】



立入調査【随時対応の場合】

次のような場合、随時立入調査を実施します。

- ▶ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ▶ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- ▶ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等

→ 立入調査実施

II. 認可外保育施設指導監督基準の説明

保育に従事する者及び資格について

▶ 保育に従事する者の数

評価基準 1 – (1)

原則、1人に対して乳幼児1人

- ※ 保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。
- ※ 保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

▶ 保育に従事する者の資格

評価基準 1 – (2)

有資格者とは・・・保育士又は看護師

- ※ 都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を含む。
(例) 居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修（地域保育コース）、
（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など

防災上の必要な措置について

評価基準 3 , 4

▶ 非常災害に対する措置

地震、火災等の災害発生時における対処方法について検討及び実施をしているか。

例えば、

- 避難経路や消火用具の場所の確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする

などの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

保育内容について①

評価基準 5 – (1)

- ▶ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。
(以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。)
- 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項
 - 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
 - 子どもの遊び等に関する事項 など

保育内容について②

▶ 保育に従事する者に関する研修を受講しているか。

- 保育従事者の質の向上のため、研修を受講してください。
(定期的に受講することが望ましいです。)

(例) 公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修 など

評価基準 5 – (2) – a

▶ 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、
可能な限り保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。

評価基準 5 – (3) – a

乳幼児の人権に配慮した保育内容①

評価基準 5 – (2) – b

- ▶ 乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。
 - 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。

乳幼児の人権に配慮した保育内容②

▶ 身体的な虐待・乱暴なかかわり

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- 児童を激しく揺さぶる。
- 戸外に閉め出す。

乳幼児の人権に配慮した保育内容③

▶心理的な虐待・人格を尊重しないかわり

- 「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、人格を無視した言葉や傷つけるような言葉を投げかける。
- 「早く寝てよ」、「○○しなさい」など、物事を強要するような言葉を投げかける。
- 「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅すような言葉を投げかける。
- 大きな声を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を委縮させる。

乳幼児の人権に配慮した保育内容④

▶性的な虐待

- 児童を裸にして保育者が個人的に児童の写真をとる。
- 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- 着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
- 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、性的部位を触る、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

▶ネグレクト

- 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。

健康管理・安全確保について①

一乳幼児の健康状態の観察一

評価基準7-(1)

- ▶ 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。
 - 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等
- ▶ 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

健康管理・安全確保について②

一職員の健康診断一

評価基準7 – (2)

- ▶ 健康診断を1年に1回受けているか。
- ▶ 検便を実施しているか。
 - 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
 - 検査結果は適切に保管してください。

健康管理・安全確保について③

一安全計画一

- ▶ 安全計画を策定し、安全計画に従い安全確保に配慮した保育が実施されているか。
 - 訪問先の設備、周辺環境の安全点検や安全に関するマニュアルの整備や徹底をお願いします。
- ▶ 安全計画に定める訓練を定期的に実施しているか。
 - ケガや急病等における応急手当の実践、ヒヤリ・ハット時の事故防止意識の再確認が必要です。
- ▶ 保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。

評価基準7－(5)－a

評価基準7－(5)－b

評価基準7－(5)－c

健康管理・安全確保について④

一安全計画一

- ▶ 安全計画の策定に当たっては、
「保育安全計画例」などを参考に策定してください。

【安全計画に関する通知については、下記URLをご参照ください。】

- 「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」
(こども家庭庁HP)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/8d430c25/20230401_policies_hoiku_ninkagai-tsuchi_21.pdf

健康管理・安全確保について⑤

一安全確保一

評価基準7-(5)-g

- ▶ 事故発生時に適切な救命処置ができるよう定期的に実技講習を受講しているか。

- 消防署主催の救命講習（実技講習を伴うもの）又はこれと同等の内容の講習を定期的に受講してください。受講証や研修修了証により確認します。

評価基準7-(5)-h

- ▶ 賠償責任保険等に加入するなど、事故に備えているか。
- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかにできるように備えてください。

健康管理・安全確保について⑥

一安全確保一

▶ ケガ等の事故状況について、記録を残しているか。

- 事故の状況や処置について記録を残してください。

評価基準7-(5)-j

▶ 重大事故が発生した場合、速やかに報告しているか。

- 死亡事故や治療に30日以上かかるケガ等が発生した場合は、所定の様式で文京区へ報告が必要です。

評価基準7-(5)-i

利用者へのサービスに関する内容の提示

評価基準8 – (1)

▶ 利用者へサービスに関する内容の提示をしているか

- 利用者に対し、サービス内容に関して、必要な14項目を書面等により提示してください。また、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」にも掲載してください。（令和6年4月1日より義務化）

掲示が必要な項目

a:設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名	b:事業所の名称及び所在地
c:事業を開始した年月日	d:保育提供可能時間
e:提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由	f:利用定員
g:設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況	h:設置者の研修の受講状況
i:保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	j:（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
k:緊急時等における対応方法	l:非常災害対策
m:虐待の防止のための措置に関する事項	n:設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付及び説明

- ▶ サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付を行っているか。

- 利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な**8項目**を書面等に全て記載した上で交付してください。

評価基準 8 – (2)

書面等による交付が必要な項目

a:設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	b:当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
c:事業所の名称及び所在地	d:事業所の管理者の氏名
e:当該利用者に対し提供するサービスの内容	f:保育する乳幼児について契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
g: (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	h:利用者からの苦情を受け付ける連絡先

- ▶ サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか。

評価基準 8 – (3)

ご視聴ありがとうございました。

引き続き
認可外保育施設集団指導
(居宅訪問型保育事業（個人事業主）)
～事故防止編～ の
ご視聴をお願いします。